

平成29年10月1日より
城内地区・曳山通り景観まちづくりの届出制度が始まります



城内地区・曳山通り景観まちづくりの対象区域内で建築行為等を行う場合は、届出が必要となりますので、早めの事前相談をお願いします。

★平成29年11月1日以降に着手する建築行為等が届出等の対象となります。

城内地区・曳山通り景観まちづくり
景観に関するルール

平成29年8月 唐津市まちづくり課

1. 目的とテーマ

城内地区・曳山通りは、唐津城が築城された当時の区画・町割や、町名等が色濃く残り、石垣や塀、町家の軒の連なり、敷地からあふれ出る緑が、城下町としての風情を感じさせる地区です。また、本市を象徴する伝統行事であり、ユネスコ無形文化遺産に登録された「唐津くんち」の曳山が通る町並み景観は、唐津固有の文化の表れとして大切に継承すべきものです。両地区は本市の中心市街地としての都市機能を担っており、市民や来訪者にとって本市を代表する場所となっています。

城内地区・曳山通りの景観に関するルールを定めることで、これまで受け継がれてきた景観を、次の世代にしっかりと引き継ぎ、地域の活性化、文化の継承、地域コミュニティの維持へと結びつけることを目指します。

城内地区・曳山通りの景観まちづくりのテーマ

城内地区・曳山通りならではの^{たたず}佇まいを守り、つくり、育て、賑わいの創出につなぐ景観まちづくり

2. ルールや助成支援の考え方

城内地区・曳山通りでは、建築などの行為や開発行為等について、景観法及び唐津市景観まちづくり条例に基づく景観形成のルールを定めています。このルールは「**景観を守る取組み**」と「**景観をつくり育てる取組み**」の2つの取り組みに分けられます。

市民、事業者、行政のそれぞれが、これらに積極的・継続的に取り組むことにより、城内地区・曳山通りの景観まちづくりを推進していきます。

景観を守る取組み

必ず守る景観形成のルール

地域の町並みの調和を図るために色に関する基準を定めています。

- ①屋根の色
- ②外壁の色
- ③設備(太陽光パネル)の色

→詳しくはp5へ



ルールは色だけ！
洋風の家でもOKです！

町内住民の理解（周辺景観との調和）

マンションの建設など一定規模以上の建築行為などは住民説明会を開催する必要があります。

→詳しくはp7へ

景観をつくり育てる取組み

推奨ルール

より良い景観をつくり育てていくための推奨基準を定めています。

※推奨ルールは必ず守らなければならないルールではありません。

→詳しくはp6へ



補助金制度を制定します。

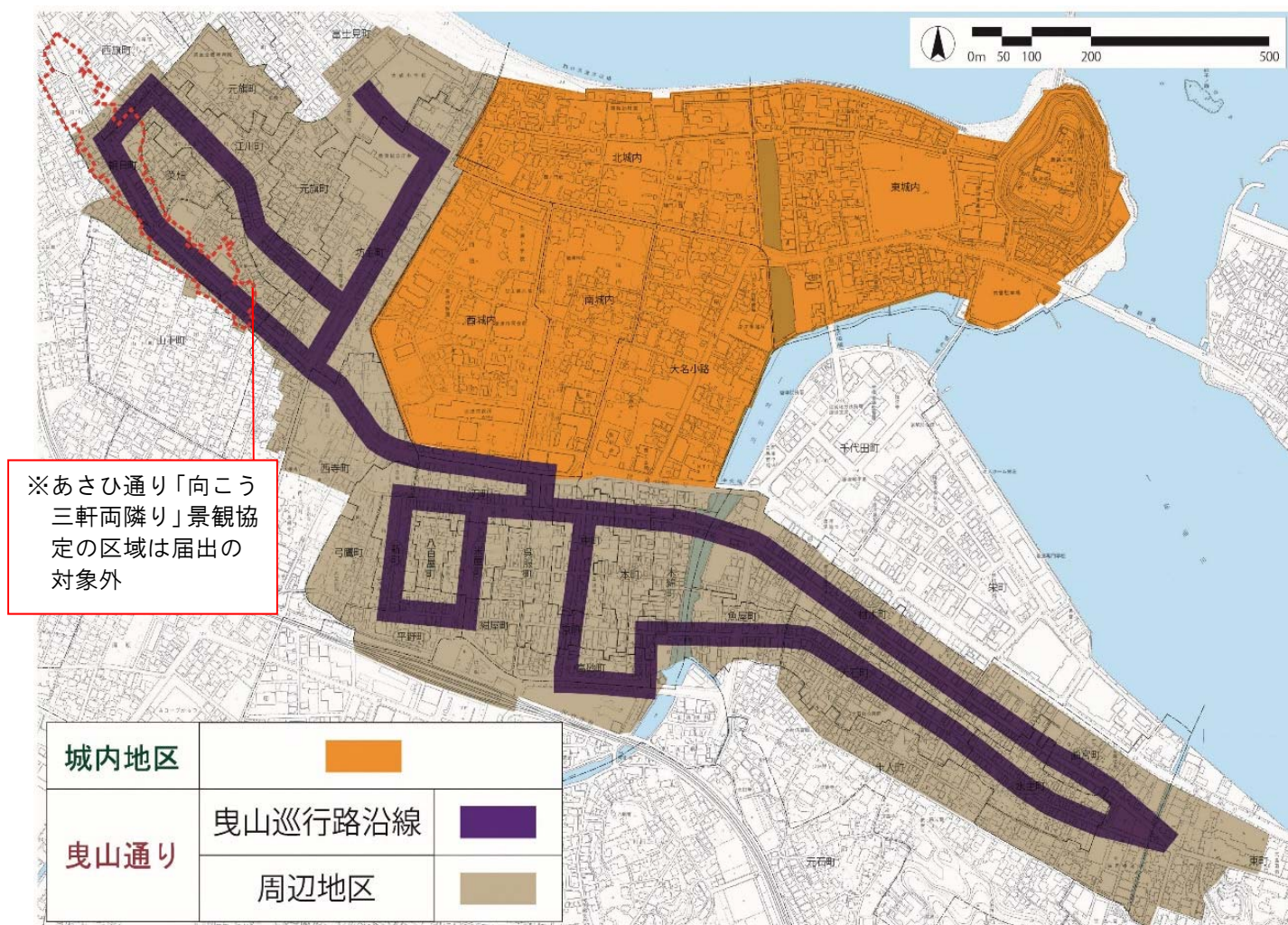
助成支援

推奨基準のうち費用負担が大きいものには、補助金制度を制定し助成支援を行います。

→詳しくはp7へ

3. 対象範囲

城内地区・曳山通り景観まちづくりの対象範囲は、以下に示すとおりです。



4. 届出対象行為

城内地区・曳山通りにおいて、表1に該当する行為を行う場合は、行為着手の30日前までに市役所に届出が必要です。ただし、あさひ通り『向こう三軒両隣り』景観協定の区域は届出の対象外とします。

表1 届出対象行為

建築物 工作物	規模にかかわらず次の全ての行為 ただし、通常望見できない場所に設置する工作物の建設等、個人の専用住宅及び兼用住宅の敷地に設置する当該住宅のための電気供給又は有線電気通信のための電線路及び支持物で高さが7m未満のものの建設等を除く ・新築（新設）、増築、改築、移転 ・外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更
開発行為	開発区域の面積が 3,000 m ² 以上のもの
その他	駐車場の整地など、土地の形質の変更等で行為に係る面積が 100 m ² 以上のもの 樹高 10m 以上の木竹の伐採（城内地区のみ）

※車庫は建築物に該当します。

※工作物は、塀、門、室外機、自動販売機、電柱、街路灯、カーブミラー柱等のことです。

※ご注意ください！

現在、すでにある建物や駐車場をルールに合わせて、すぐに建て直したり作り直したりする必要はありません。今後、建替えや増築などを行うときに守っていただくルールです。

5. 城内地区・曳山通りの景観形成方針

■城内地区の景観形成方針

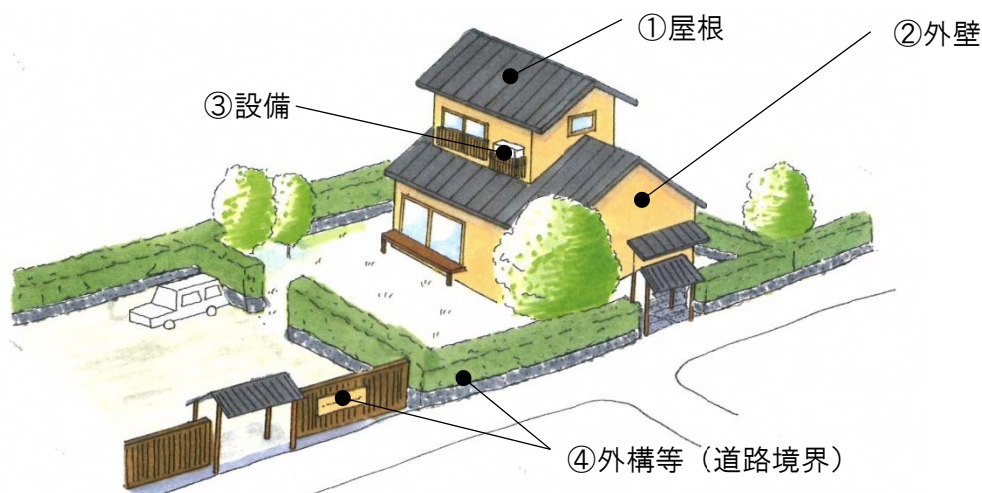
たたく 落ち着きと風格のある城内の 佇まいを守り、つくり、育てる

- ・唐津城が築城された当初から残る区画・町割りを保全するとともに、城内の町並みを形成している石垣や笹垣を残しながら、城下町の佇まいが感じられる沿道景観を形成する。
- ・城内地区の象徴であり、観光の拠点でもある唐津城への眺望や唐津城からの景観を損ねないよう配慮する。
- ・二の門堀や町田川沿いの対岸など、水辺と石垣の景観を継承し、美しく整える。
- ・唐津神社や旧高取邸などの緑を継承するとともに、緑豊かな潤いのある城内地区を形成する。
- ・門、塀、生垣等の設置を推進し、通りの連続性を図る。
- ・旧高取邸などの歴史的・文化的資源と連携し、市民や来訪者が足を運びたくなるような景観形成を進め、賑わいづくりにつなげていく。

■城内地区の将来像



■推奨ルールを全て取り入れた建て方のイメージ



※番号は6ページに示す推奨ルールの対象項目となります。

■ 曳山通りの景観形成方針

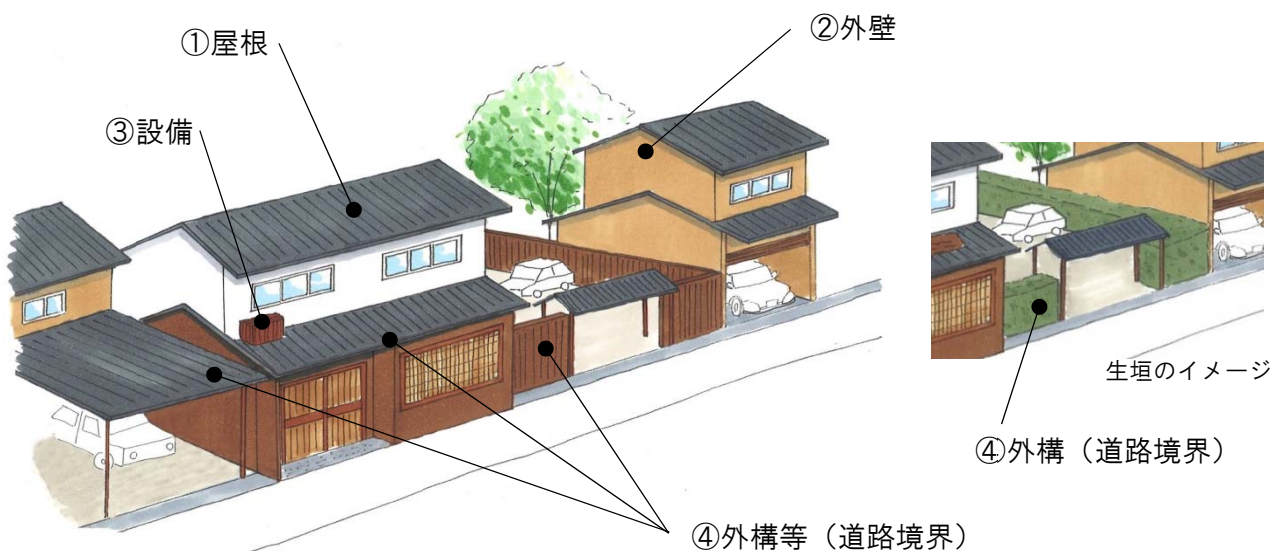
たたず 曳山の背景にふさわしい 佇まいを守り、つくり、育てる

- ・ 地区に残る町家形式の建物などの歴史的建造物と昔ながらの町並みに調和を図りながら、曳山通りにふさわしい沿道景観を形成する。
- ・ 下屋が連なり曳山が映える狭い路地の風景を継承する。
- ・ 1階軒や門、塀、生垣等の設置を推進し、通りの連続性を図る。
- ・ 商業機能と連携し市民や来訪者が足を運びたくなるような景観形成を進め、賑わいづくりにつなげていく。

■ 曳山通りの将来像



■ 推奨ルールを全て取り入れた建て方のイメージ



※番号は6ページに示す推奨ルールの対象項目となります。

6. 必ず守る景観形成のルール

必ず守っていただくルール

城内地区

■城内地区全体の町並みの調和を図るための色のルール

→詳しくはp9へ

屋根の色

- ・屋根の色彩は落ち着いた色とし、彩度および明度の高い色は使用しないこととする。有彩色はマンセル値で彩度4以下、明度6以下とする。無彩色はN6.5以下とする。

➤ 屋根の色は落ち着いた色を使ってください

外壁の色

- ・外壁の色彩は落ち着いた色とし、マンセル値で彩度4以下とする。ただし、着色を施していない自然素材は除く。
- ・外壁に使用する色数は可能な限り少なくし、3色程度を目安とする。複数の色を使用する場合は、色の三属性（色あい、明るさ、鮮やかさ）の対比が強くないように努めること。

➤ 外壁の色は落ち着いた色を使ってください

設備の色

- ・太陽光パネルは、屋根の色彩に調和させ、彩度および明度の高い色は使用しないこととする。

➤ 太陽光パネルの色は屋根の色に合わせた色を使ってください

曳山通り

■曳山通り全体の町並みの調和を図るための色のルール

→詳しくはp10へ

屋根の色

- ・屋根の色彩は無彩色とし、マンセル値でN6.5以下とする。

➤ 屋根の色は黒～濃いグレーを使ってください

外壁の色

- ・外壁の色彩は、白・灰・茶系を基本とし、マンセル値で彩度4以下とする。ただし、着色を施していない自然素材を除く。
- ・外壁に使用する色数は可能な限り少なくし、3色程度を目安とする。複数の色を使用する場合は、色の三属性（色あい、明るさ、鮮やかさ）の対比が強くないように努めること。

➤ 外壁の色は白・灰・茶色を基本として、落ち着いた色を使ってください

設備の色

- ・太陽光パネルは、屋根の色彩に調和させ、彩度および明度の高い色は使用しないこととする。

➤ 太陽光パネルの色は屋根の色に合わせた色を使ってください

両地区

■自動販売機や電柱などの色と土地を造成するときなどのルール

自動販売機

- ・自動販売機の色彩は焦げ茶色（ダークブラウン）とする。

鉄塔・電柱・街路灯柱・カーブミラー柱等

- ・鉄塔、電柱、街路灯柱、カーブミラー柱等の工作物は、唐津城への眺望を阻害しないように配慮した設置箇所、高さとし、周辺の景観に配慮した形態意匠及び焦げ茶色（ダークブラウン）を基本とした色彩とする。

開発行為・土地の形質の変更等

- ・開発後の状態が、周囲の景観と不調和にならないようにする。
- ・造成等での擁壁及び法面は必要最小限にとどめることとする。
- ・行為後の状態が、周囲の景観と不調和にならないようにする。
- ・行為により生じる擁壁及び法面は必要最小限にとどめることとする。

屋外における物件の堆積

- ・堆積物が通りから見えないように遮蔽するなどの工夫をする。

➤ 景観に影響のある自動販売機や電柱の色もルール化

※マンセル値とは 色相・明度・彩度の3つの項目を組み合わせる色を数値化したものです

7. 推奨ルール

必ず守っていただくルールではありません

より良い景観をつくり育てるための推奨基準です。

推奨ルールのうち費用負担が大きいものには、補助金制度を制定し、建築費の一部に助成支援を行います。

城内地区

形態・意匠	・周辺の歴史的建造物や町並みに調和するよう配慮する。
①屋根	・切妻、寄棟、入母屋屋根（勾配 4/10～6/10）で日本瓦を使用する。
②外壁	・素材に自然素材（木材・漆喰等）を使用する。 ・地元産の木材など、地産素材を積極的に活用する。
③設備	・室外機や屋上の設備機器などは、原則、通常望見できる部分に露出しないこととし、やむを得ない場合は、木製格子等、和風の囲いを設けるなどして目隠しするか、茶色等に着色し、町並みに調和するものとする。
④外構等（道路境界）	・やむを得ず、駐車スペースを建物の壁面を後退させて設ける場合や一階部分に設ける場合等には、道路に面した部分に門・塀・生垣等を設置し、現在の町並みの壁面線や生垣等と連続性を持たせるものとする。 ・門は、木製瓦屋根または石柱のものとする。 ・塀は、土塀、板塀、石垣のものとする。 ・生垣は、ヤダケ、ホウライチクを用いた笹垣を基本とする。
夜間照明	・玄関灯など夜間の屋外照明は、照明の方法や光源の配置など工夫し、落ち着いた雰囲気演出するよう配慮する。
その他の工作物	・その他の工作物は、周辺との調和を図り、色彩は原色を避け落ち着いた色彩を使用することとする。
樹木の保護	・地域の景観に重要な樹木は保護に努める。

夷山通り

形態・意匠	・周辺の歴史的建造物や町並みに調和するよう配慮する。
①屋根	・切妻、寄棟、入母屋屋根（勾配 4/10～6/10）で日本瓦を使用する。 ・前面道路に対して平入りの屋根形状を基本とする。
②外壁	・原則として、現在の町並みの壁面線と連続性を持たせるように設置する。 ・素材に自然素材（木材・漆喰等）を使用する。 ・地元産の木材など、地産素材を積極的に活用する。
③設備	・室外機や屋上の設備機器などは、原則、通常望見できる部分に露出しないこととし、やむを得ない場合は、木製格子等、和風の囲いを設けるなどして目隠しするか、茶色等に着色し、町並みに調和するものとする。
④外構等（道路境界）	・建物や車庫の軒を1階部分に設けることとし、現在の町並みの壁面線、軒線等と連続性を持たせるように設置する。 ・素材は、日本瓦またはこれに調和する素材・デザインのものとする。 ・高さ・長さ等は周辺の町並みの連続性に配慮したものとする。 ・やむを得ず、駐車スペースを建物の壁面を後退させて設ける場合や一階部分に設ける場合等には、道路に面した部分に門・塀・生垣等を設置し、現在の町並みの壁面線や軒線等と連続性を持たせるものとする。 ・門は、木製瓦屋根または石柱のものとする。 ・塀は、土塀、板塀、石垣とする。 ・生垣は、葉の触れ合う程度に列植することとする。
夜間照明	・玄関灯など夜間の屋外照明は、照明の方法や光源の配置など工夫し、落ち着いた雰囲気演出するよう配慮する。
その他の工作物	・その他の工作物は、周辺との調和を図り、色彩は原色を避け落ち着いた色彩を使用することとする。

8. 町内住民の理解(周辺地域の景観との調和)

下表に該当する一定規模以上の建築行為等を行う場合、周辺地域の景観との調和について「町内住民の理解」を得る必要があります。

「町内住民の理解」とは、届出前に行為を行う町内の住民に対して説明会を開催し、周辺地域の景観との調和について、町内住民の理解を得ることです。



※届出を行う日の30日前までに、「町内住民協議相談書」と関係書類を市に提出し、事前相談を行う必要があります。

「町内住民の理解」を得る必要がある行為

	城内地区	曳山地区	
		曳山巡行路沿線	周辺地区
建築物 工作物	高さが15m以上、 または敷地面積が1,000㎡以上のもの		高さが18m以上、 または敷地面積が 1,000㎡以上のもの
開発行為	開発区域面積が3,000㎡以上のもの		
土地の形質 の変更等	行為に係る面積が1,000㎡以上のもの		
木竹の伐採	樹高が10m以上の ものの伐採		

※ただし、「個人の専用住宅」・「非住居部分の床面積が50㎡以下の個人の兼用住宅」の建築、外観の変更で過半未満のもの、高さが20m未満の電柱・電線等の設置を除きます。

9. 助成支援

より良い景観をつくり育てていくため、推奨ルールのうち費用負担が大きいものに、補助金制度を制定し、助成支援を行います。

■助成支援の例

日本瓦を使うとき



土塀や木塀を設置するとき



生垣を設置するとき



10. 景観まちづくり推進委員

景観まちづくり推進委員は、城内地区・曳山通りの景観に精通している方や建築の専門家、地元代表者等から市が委嘱する方々です。景観に関する助言や、「町内住民の理解」についての市への意見等、景観まちづくりを推進するための活動を行います。

受け継がれてきた城内地区・曳山通りの景観を次の世代へと引き継ぐため、官民協働で景観まちづくりに取り組みます。

11. 運用の流れ

※凡例：

行為者が行うこと

唐津市が行うこと

建物を建てたり、駐車場を整備したりする場合（P2 表 1 の届出対象行為に該当する場合）は、以下の流れに沿って計画を進めることになります。

1 計画立案

【町内住民の理解の手続き】

※景観法に基づく届出を行う 30 日前までに町内住民協議相談書及びその他図書等の提出が必要です。

町内住民協議の事前相談

町内住民協議報告書の提出

町内住民協議確認書の交付

2 事前相談

市窓口で事前相談

- ・届出対象行為や景観形成のルールの確認
- ・手続きの流れや提出書類の確認
- ・補助金制度の事前相談

一定規模以上の建築行為等の場合

届出対象行為(P2 表 1)に該当する場合

住民説明会の開催

P7 の表に該当する場合は、住民説明会を開催し、町内住民の理解を得る

補助金を申込むには、推奨ルールへの取り組みが必要です。

【補助金申請の手続き】

※早めの事前相談をしていただくことで、補助金を受けられるか判断することができます。

補助金の申込み

(市の窓口で補助金の申込み書類の提出)

【補助金審査】

- ・審査会の開催
- ・審査結果の通知

補助金の交付申請

(市の窓口で補助金の交付申請書類の提出)

着工

補助事業完了実績報告書の提出

補助金の確定通知

補助金の請求
(申請者→唐津市)

補助金の支払い

3 届出・申請

・景観法に基づく届出

(着工の 30 日前までに届出が必要です)

4 市の審査

景観形成のルールに適合しているか審査します

適合

適合通知

不適合

助言・指導

※必要に応じて

※罰則は適用される場合があります

勧告
または
変更命令

従わない場合

公表

罰則

計画変更

5 建築確認申請

※小規模な行為等、不要な場合があります

6 着工

7 完了

- ・景観法に基づく完了届
- ・補助事業の完了実績報告

12. 必ず守る景観形成のルール of 色彩の解説

【城内地区】

①屋根（色彩）

解説 屋根の色彩は落ち着いた色とし、彩度および明度の高い色は使用しないこととする。有彩色を用いる場合は、マンセル値で彩度4以下、明度6以下とし、無彩色はN6.5以下とする。

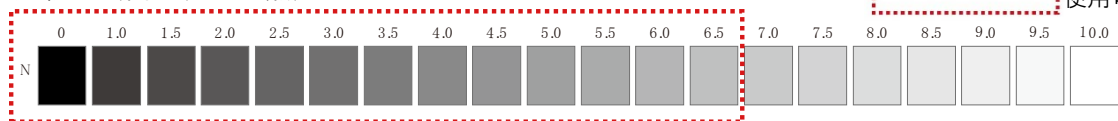
彩度および明度の高い色彩の屋根は、通りの和風な風情を損ねたり、唐津城からの眺望の中で著しく目立ってしまう可能性があります。城内地区全体の調和を図っていくために彩度と明度を抑え、有彩色はマンセル値で彩度4以下、明度6以下とし、無彩色はN6.5以下とします。



唐津城からの眺望のシミュレーション
派手な色彩の屋根が乱立した場合

城内地区の屋根（色彩）の色見本

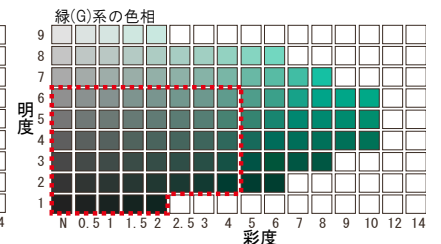
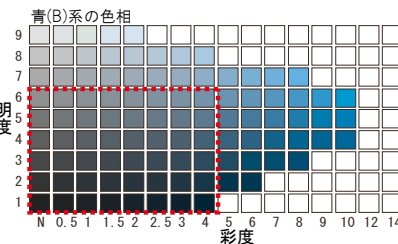
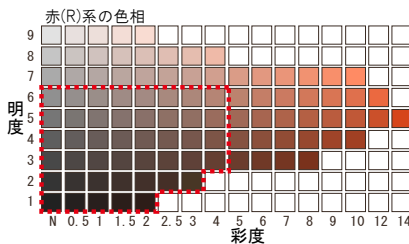
■無彩色（白・灰色・黒）



使用可能な色彩

■有彩色（赤・青・緑など）の例

※他の色相も使用出来ます



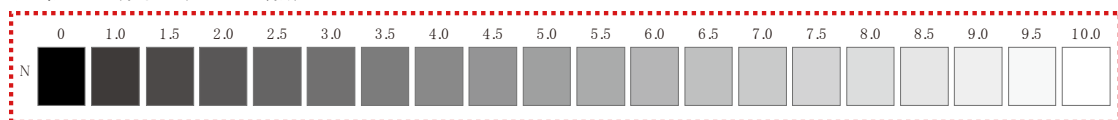
②外壁（色彩）

解説 外壁の色彩は落ち着いた色とし、マンセル値で彩度4以下とする。ただし、着色を施していない自然素材を除く。

城内地区にある和風な風情が感じられる建物の多くは、木や漆喰などの自然素材が用いられており、落ち着いた色となっています。城内地区全体で落ち着いた風情の町並みを創出していくために、これらの色彩を見本にして、マンセル値で彩度4以下とします。

城内地区の外壁（色彩）の色見本

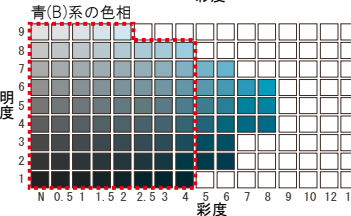
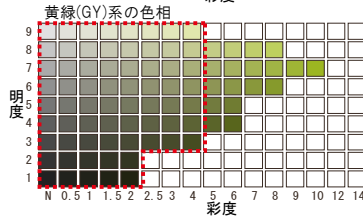
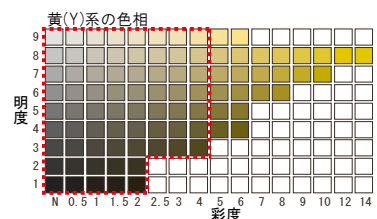
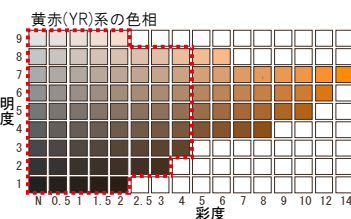
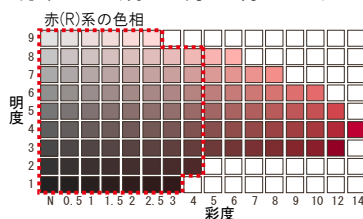
■無彩色（白・灰色・黒）



使用可能な色彩

■有彩色（赤・青・緑など）の例

※他の色相も使用出来ます



【曳山通り】

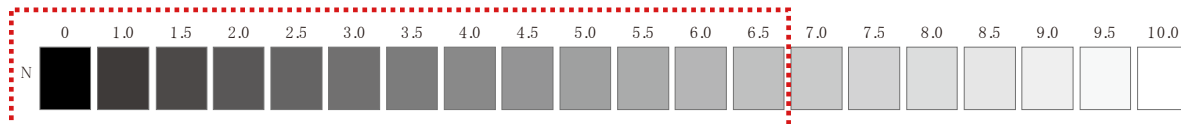
①屋根（色彩）

解説 屋根の色彩は無彩色とし、マンセル値で N6.5 以下とする。

曳山通りの伝統的な町家形式の建物の屋根は主に濃灰色のいぶし瓦で、城下町らしい和風な風情を醸し出しています。伝統的な建物の屋根の色彩との調和を図り、曳山の背景にふさわしい和風な佇まいを保っていくために、マンセル値で N6.5 以下とします。

曳山通りの屋根（色彩）の色見本

■無彩色（白・灰色・黒）



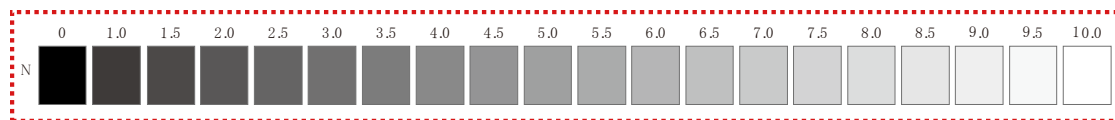
②外壁（色彩）

解説 外壁の色彩は、白・灰・茶系を基本とし、マンセル値で彩度 4 以下とする。ただし、着色を施していない自然素材を除く。

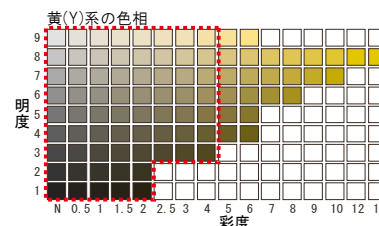
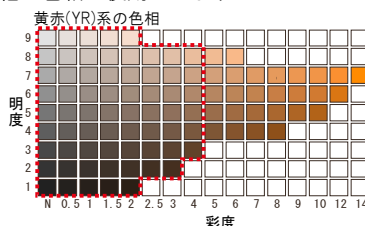
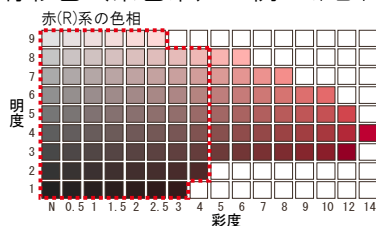
曳山通りの伝統的な町家形式の建物の外壁は、白や灰色の漆喰壁や茶系の木板張りなどで、町家らしい和風な風情を醸し出しています。伝統的な建物との調和を図り、曳山の背景にふさわしい和風な風情の町並みを創出していくために、これらの色彩を見本にして、白、灰、茶系を基本とし、マンセル値で彩度 4 以下とします。

曳山通りの外壁（色彩）の色見本

■無彩色（白・灰色・黒）



■有彩色（茶色系）の例 ※茶系の他の色相も使用できます

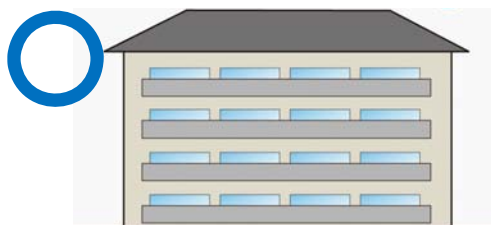


【両地区共通】

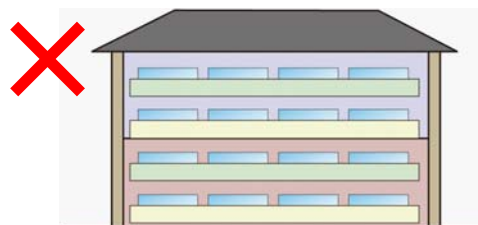
②外壁（色彩）

解説 外壁に使用する色数は可能な限り少なくし、3 色程度を目安とする。複数の色を使用する場合は、色の三属性（色合い、明るさ、鮮やかさ）の対比が強くないように努めること。

使用する色彩の彩度を抑えても、一つの壁面に多くの色彩が配置されると、際立って目立つ可能性があります。壁面に使用する色の数は可能な限り少なくし、周辺景観との調和に努めましょう。



色数 2



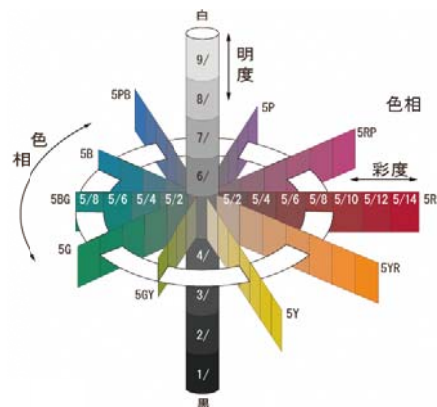
色数 5

用語の解説 「マンセル値」

色を数値化したもので、色相、明度、彩度の3つの項目で構成されます。
3つの項目を組み合わせて数値化し、以下のように表現されます。

5 Y R **8** / **4**
色相 明度 彩度

項目	特徴	例えば・・・
しきそう 色相	色の種類を表す	赤色、青色、黄色
めいど 明度	色の明るさを表す	暗い青、明るい青
さいど 彩度	色の鮮やかさを表す	落ち着いた緑、派手な緑



マンセル色立体

明度は数値が低いと暗い色になり、
数値が高いと明るい色になります。

5PB 4 / 6

5PB 7 / 6

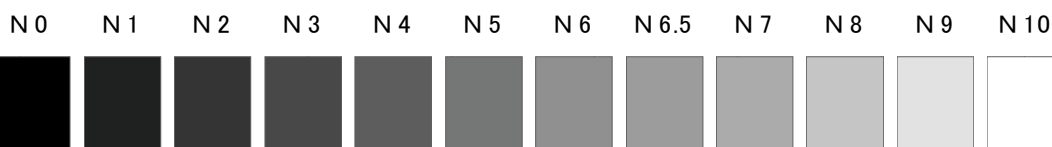
彩度は低いと、落ち着いた色になり、
数値が高いと派手な色になります。

5GY 8 / 2

5GY 8 / 10

白、灰、黒は無彩色と呼ばれ、N値という数値で表します。

N値が0に近づくと黒に近くなり、N値が10に近づくと白に近くなります。



問合せ先

唐津市 都市整備部 まちづくり課 計画景観係

住所：唐津市西城内1番1号

TEL：0955-72-9135

E-mail：machidukuri@city.karatsu.lg.jp

